

志摩市人権施策基本方針

(改訂版)

平成29年3月

志 摩 市

はじめに

「人権」は、すべての人が生まれながらにもっている固有の権利であり、私たちが明るく住みよい社会を築きあげていくうえで大切なものです。

本市では、これまでに、「志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の制定や、「人権尊重都市」を宣言し、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人の人権が保障される地域社会の構築に向けて取り組んでまいりました。

しかし、今日においても、インターネット上の書き込みによる差別事象など、さまざまな人権侵害が新たに発生しており、人権についての正しい理解や認識、これを実践する態度が未だに十分に定着していない現実があります。

また、本年度は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」・「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されるなど、法整備において大きな動きがありました。

こうした現実を踏まえ、「人権文化の確立」・「人権尊重のまちづくり」を基本理念とする「志摩市人権施策基本方針（改訂版）」を策定しました。

今後は、この基本方針をもとに、市民のみなさまのご理解とご協力をいただき、具体的な取り組みを推進してまいります。

最後に、この基本方針を策定するにあたり、「志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会」委員のみなさまをはじめ、市民の方々からご意見・ご提言をいただきましたことを心より厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

志摩市長 竹内千尋

目次

第1章 基本方針についての考え方.....	1
1. 人権尊重の基本理念.....	1
2. 基本方針の性格及び目的.....	2
3. 基本方針の概念図.....	3
第2章 基本方針策定の背景.....	4
1. 人権をめぐる世界の動き.....	4
2. 国内の動き.....	5
第3章 各人権課題への取り組みと提言.....	7
1. 同和問題.....	7
2. 子どもの人権問題.....	9
3. 女性の人権問題.....	10
4. 高齢者の人権問題.....	12
5. 障がいのある人の人権問題.....	14
6. 外国籍の人の人権問題.....	16
7. さまざまな人権問題.....	18
第4章 基本方針の推進に向けて.....	22
1. 人権行政の推進.....	22
2. 人権教育・啓発の推進.....	22
3. 国・県・民間団体・企業との連携.....	24
4. 基本施策の点検、見直し.....	24
資料.....	25
1. 志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例... 25	25
2. 志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会規則... 27	27
3. 志摩市人権啓発推進連絡会議設置要綱..... 29	29
4. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律..... 31	31

第1章 基本方針についての考え方

1. 人権尊重の基本理念

「志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例」には、その前文で、「人間は、生まれながらにして自由であり、平等である。このことは、人類普遍の原理である。しかるに、人権にかかわる様々な事象が後を絶たない現状にかんがみ、市及び市民は国際的な人権尊重の潮流を踏まえ『すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等』を保障している日本国憲法及び『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。』とした世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。」とあります。

人権問題は、このように市民の日常生活における身近な問題であり、人権が尊重される社会を実現するためには、自治体行政がすべての市民の市民的権利と自由を確立していく「人権行政」であるという認識に立ち、その実現に深い関わりを持つ市職員はもとより、すべての市民が、個人の主体的尊厳性を守り、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発に積極的に参加することなどにより、人権問題に対する理解を深め、人権尊重の精神を身につけ、仕事や日常生活において実践し、「人権文化*の確立」と「人権尊重のまちづくり」を推し進めていかなければなりません。

*人権文化

人権教育を通じて全世界的な人権擁護・人権尊重の意識と認識の高揚をはかり、人権擁護・人権尊重の精神が日常の生活でいかされている社会文化をいいます。

2. 基本方針の性格及び目的

志摩市人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）の策定にあたっては、立案の法的根拠を、国の定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・人権啓発推進法」という。）（平成 12（2000）年）に求めています。

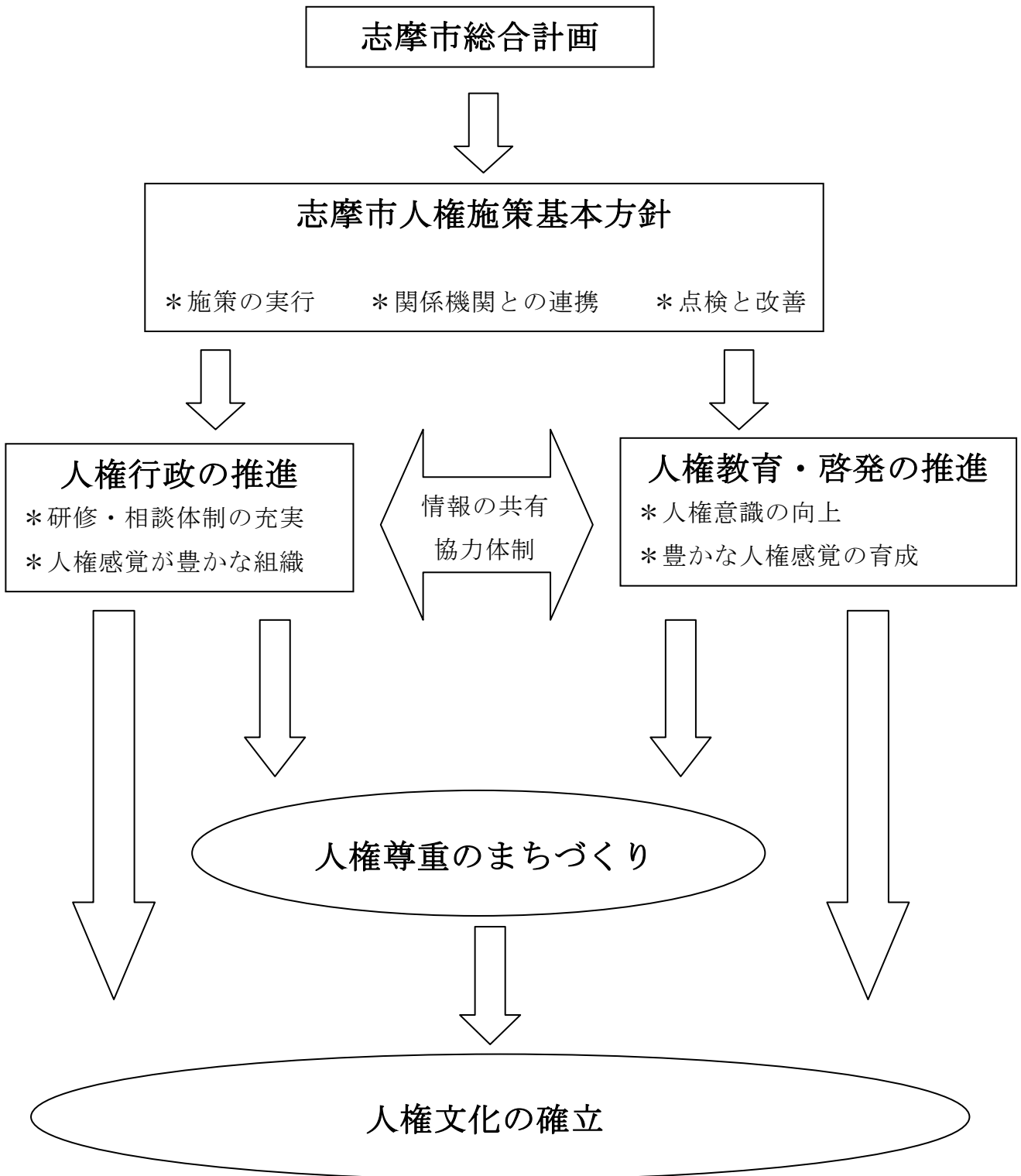
人権教育及び人権啓発についての基本理念として、同法第 3 条に「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」とあります。また、地方公共団体の責務として、同法第 5 条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあり、さらに同法第 6 条では、国民は「人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」とあります。

基本方針は、この法律の精神に基づき志摩市における人権施策推進の方向性を示すものでなくてはなりません。そしてそれは、すべての部局がさまざまな市民的権利と自由の実現を目的とした人権行政の担い手としての自覚に立って、行政を運営していくことが基本となります。

また、人権文化の確立は、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解消をめざし、人権教育・啓発活動を積極的に展開し、家庭や職場、地域社会などあらゆる場において、お互いの人権が尊重されるよう人権文化の確立をめざした総合的な取り組みでなくてはなりません。

以上のことから、策定する基本方針は、国際化、情報化、少子・高齢化の進展といった社会情勢の変化や、市民の価値観、生き方が多様化しているなか、人権教育・人権啓発推進法の理念に基づき、すべての行政機関の責任のもとに事業を推進し、関係する団体、企業等と協働・連携を深めるとともに、市民一人ひとりの参加と理解を得ながら「人権尊重のまちづくり」をめざしていくものいたします。

3. 基本方針の概念図



第2章 基本方針策定の背景

1. 人権をめぐる世界の動き

昭和 23 (1948) 年 12 月に国際連合 (以下「国連」という。) で採択された世界人権宣言では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。

その後も国連は、「難民条約」(昭和 26 (1951) 年)、「人種差別撤廃条約」(昭和 40 (1965) 年)、「国際人権規約」(昭和 41 (1966) 年)、「女性差別撤廃条約」(昭和 54 (1979) 年)、「児童の権利に関する条約」(平成元 (1989) 年) 等の条約の採択に併せ、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等を提唱してきました。

しかし、これらの取り組みにもかかわらず、世界各地において人種や民族、宗教などの違いによる地域紛争の発生や、飢餓や難民問題など人権問題が深刻化しています。こういったなか、国連は人権文化の創造を目的として、平成 6 (1994) 年 12 月の国連総会で、「人権教育のための国連 10 年」(平成 7～16 (1995～2004) 年) を決議し、人権という普遍的な文化を構築していくための「人権教育のための国連 10 年行動計画」を提起し、平成 16 (2004) 年に終了しました。

この間、人権教育の重要性に関する認識や推進体制の整備など一定の成果を上げてきたものの、十分な取り組みができなかった国や地域が残されるという結果になりました。こうした課題や世界の人権侵害の状況を踏まえて、平成 16 (2004) 年 12 月の国連総会で、あらゆる分野で人権教育のプログラムの実施が維持、継続されるよう連続的な段階で構成された「人権教育のための世界プログラム」を示し、平成 17 (2005) 年からスタートしました。そして、初等中等教育に焦点をあてた第一段階を経て、現在高等教育や社会教育を含めた第三段階 (平成 27～31 (2015～2019) 年) のプログラムの提案が進んでいます。

2. 国内の動き

日本国内での人権に関する取り組みは、昭和 22（1947）年に施行された「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法を根拠として展開されています。

差別撤廃や人権確立の取り組みは、大正 11（1922）年 3 月 3 日の全国水平社創立に端を発し、部落解放運動が大衆運動へと変遷していくなかで、昭和 35（1960）年「同和对策審議会」が設置され、昭和 40（1965）年、内閣総理大臣に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての「答申」が提出されました。ここでは、同和問題が自由と平等に関する基本的人権に関わる問題であり、その解決が国をはじめとする行政の責務であり、同時に国民的課題であることが示されました。そして、近代社会の原理であるさまざまな市民的権利と自由の侵害や未保障によって、人間の尊厳を奪われることが差別であると明確に規定されました。

政府は、この答申を受けて昭和 44（1969）年に 10 年間の時限立法として「同和对策事業特別措置法」（以下「特別措置法」という。）を制定し、さらに 3 年間の延長も含め、総合行政としての特別対策が強力に推進されてきました。この特別措置法の意義は、答申で指摘され、その後の実態調査でも明晰になった市民的権利と自由の確立を行政各部署の課題として明らかにしてきたことです。そして昭和 57（1982）年 5 年間の時限立法として「地域改善対策特別措置法」の制定、昭和 62（1987）年に地域改善対策を一般対策へ円滑に移行するための最終法として「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が 5 年間の時限立法として制定され、さらに平成 4（1992）年に同法が 5 年間延長され、28 年間にわたり同和对策が継続して実施されてきました。

このような社会情勢のもとで、こうした同和对策への行政的政策は他の人権問題の解決へも影響を与え、平成 8（1996）年には、人権擁護施策の推進を目的とした「人権擁護施策推進法」が制定されるとともに、平成 9（1997）年 7 月には、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定され、わが国での人権文化の構築を目的に、国の関係機関が連携・協力し、あらゆる場を通じて広範の人権課題に対する教育・啓発が行われ、地方公共団体等での本行動計画に沿った自主的な取り組みが期待されています。さらに、平成 11（1999）年 7 月には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」と題する答申が出され、平成 12（2000）年 12 月には「人権教育・人権啓発推進法」が施行されるなど、国及び地方公共団体が推進する人権教育、人権啓発の施策についての法的根拠と行財政的措置が明記されました。

さらに、平成 24（2012）年 10 月には、障がい者虐待等を禁止し、障がい者の権利利益の擁護を目的とした「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25（2013）年 6 月に障がい者差別の解消を推進する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成 28（2016）年 4 月から施行されました。また、平成 28（2016）年 12 月には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消法」という。）が施行されました。

このような法の整備とそれに伴う取り組みにより、差別解消にむけた方向に進んできているものの、差別事象がなくなったわけではありません。そして今日の情報化、少子化、高齢化、国際化等の急激な社会変化に加え、長期にわたる経済不況のもと、人権に関わる新たな問題が生じてきており、総合的、効果的な取り組みが求められています。

第3章 各人権課題への取り組みと提言

1. 同和問題

(1) 現状

同和問題は、わが国固有の大きな人権問題であり、内閣総理大臣の諮問に対し、昭和40（1965）年に同和对策審議会が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について答申しました。

その前文で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」ことが明記されました。また、同和問題の本質について、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、」「経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」であることを指摘しています。

この答申を受けて、昭和44（1969）年に「特別措置法」が施行されて以来、平成14（2002）年の法切れまでの間、行政の取り組みと、地域住民の努力により、生活環境の整備をはじめとした物的基盤整備はほぼ完了し、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善されました。

しかし、このことは、同和問題が完全に解決したことを意味しているのではありません。市民的権利や自由の侵害・未保障等、現実の差別実態に対応した行政施策が不可欠なのです。平成8（1996）年の「地域改善対策協議会意見具申」で指摘されているように、「同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権に関するあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題」であり、平成11（1999）年の「人権擁護推進審議会答申」にあるように、同和問題に関する差別意識は、「着実に解消に向け進んでいる」が「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」現実があります。残念ながら、同和問題についての正しい理解と認識をもたない人びとが今も存在していることは、昨今も民間・事業所等での差別発言等が後を絶たないということからも明らかです。また、インターネットの掲示板への差別書き込みが新たな社会問題として出てきており、差別は見えにくくなり差別意識の解消も十分進んでいない状況にあります。

一方、隣保館に関しては、一般対策に移行されたなかにおいて、平成14（2002）年4月施行の、「隣保館設置運営要綱」では「地域社会全体のなかで福祉の向上や人権啓

発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行うこと」と位置づけられ、従来の「同和問題の解決に資する」から「人権課題の解決のため」とその対象となる人権課題が広がりました。そのことを踏まえ、今まで以上に教育集会所等との連携を密にし、従来にもまして基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の速やかな解決に向けての事業に取り組んでいく必要があります。

本市としても、「人権教育・人権啓発推進法」に基づき、同和問題を大きな人権課題のひとつとして位置付け、学校や関係機関・地域や団体との一層の連携のもと、人権意識の普及高揚を図るため、教育と啓発の両面からより効果的な取り組みを行うなど、積極的に進めていく必要があります。

(2) 取り組みへの提言

◇「地対財特法」の失効は、同和問題の完全解消を意味するものではありません。同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題であるという基本認識のもと、今も厳然と残る差別の解消に積極的に取り組む必要があります。平成 28 (2016) 年の「部落差別解消法」施行も踏まえ、本市における同和問題の現状と課題をもとに、今後、部落差別の解消に重点を置いた施策を進めるとともに、これまでの啓発等のあり方自体の検証や新たな啓発ツールの発掘等、さまざまな手法により、民間団体などと協働しながら啓発の推進を図ります。

◇不合理な社会意識や慣習などから生じる意識面での障壁（バリア）をなくし、同和問題を単に知識として理解するだけでなく、意識の変革が図られ、家庭、地域、職場などで具体的な取り組みができるよう学校や関係機関・地域や団体などと連携しながら啓発活動を推進します。

◇市民の意識啓発について、国際的な動きや国内での今日的な動きも踏まえたうえで、基本的人権の尊重という視点から、積極的な啓発活動やリーダー養成を図ります。

◇差別事象については、関係機関・団体などとの連携により問題点や事象に至った背景を明らかにし、今後の啓発活動などに生かすよう努めます。

◇同和問題解決に向けて大きな役割を果たす市職員などの行政職員をはじめ、企業・各種団体・地域のリーダーなどに対して、体系的な研修の実施を図ります。

◇隣保館においては、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する情報の収集、提供、調査、研究及び相談機能の充実を図り、住民の生活、教育、人権に関わる総合的な相談、指導のシステムづくりと地区内啓発推進体制の強化を行います。また、隣保館と教育集会所の施設機能を統合し新たに迫間文化会館を新設したことにより、地区住民をはじめ市民への同和問題をはじめあらゆる人権問題についての理解と認識を高め、自主自立支援・地域交流支援・生涯学習支援機能の更なる充実・強化を図ります。

2. 子どもの人権問題

(1) 現状

子どもの人権についての認識は、「教育基本法」(昭和 22 (1947) 年)、「児童福祉法」(昭和 22 (1947) 年)及び「児童憲章」(昭和 26 (1951) 年)等に示され、国際的にも「児童の権利に関する条約」(平成元 (1989) 年)等で権利保障の基準が明らかにされています。

これらの法規条約等のなかで共通して明言されていることは、子どもを単に保護・指導の対象としてのみ捉えるのではなく、子どもは、基本的人権を有する主体として、最大限に尊重されなければならないということです。

しかしながら、子どもをとりまく家庭や地域社会の環境は、近年の少子化や核家族化及び就業形態の多様化といった社会変化により、経済的格差や貧困といった問題に直面しています。さらに、子どもの心身に深刻な影響を与える児童虐待、いじめ問題、不登校などの社会問題が増加しています。

こうした状況のなか、本市では、家庭や関係機関等からの子どもに関する多様な相談や児童虐待に対して、関係機関が協働して対応しています。

また、子どもの課題や悩みから出発する「仲間づくり」や自己肯定感を育てることから始まる「学力保障」・「進路保障」を、自分の考え方や生き方を見つめなおす取り組みとして学校教育の中で大切にしてきましたが、深刻化する子どもの貧困など、生活に関わる課題もあります。

今後は、子どもが自らを人権文化創造の主体として行動していけるよう、大人自身が「一方的保護対象の子ども観」から脱却して、「生きていくうえでのパートナーとしての子ども観」へと認識の転換を図る必要があります。また、家庭における人権教育の大切さを啓発するとともに、これまでの学校教育や子育てのあり方を見直し、家庭、学校、地域社会などが連携を深め、一人ひとりの子どもの人権が尊重される取り組み

を行うことにより、子どもの自己肯定感を伸ばし、それぞれが自己実現ができる環境を整える必要があります。

(2) 取り組みへの提言

◇「児童憲章」や「児童の権利に関する条例」などに基づく子どもの人権の尊重と保護に取り組み、家庭教育の支援、子どもを取り巻く社会環境の浄化等に努め、安心して子どもを育てられる環境の整備を図ります。

◇いじめの防止等のための対策は、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 (2013) 年)の理念に基づき、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習やその他の活動に励むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう取り組んでいきます。

◇家庭や地域住民とあらゆる関係機関との連携を強化するとともに、子育ての悩みについての相談窓口を整備充実し、学校や地域がともに子育てを支えるための施策の充実を進めます。

◇児童虐待に適切に対応できるよう、児童相談所や福祉事務所、子どもの人権擁護にかかわる N P O 等、あらゆる関係機関、団体と連携のとれた相談体制の充実に努めます。

3. 女性の人権問題

(1) 現状

国連は、昭和 50 (1975) 年を「国際婦人年」と定め、翌昭和 51 (1976) 年からの 10 年を「国際婦人の 10 年」とし、昭和 54 (1979) 年には「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)を採択するなど、世界規模での女性の地位向上と権利の確立に大きく貢献してきました。その後、平成 7 (1995) 年には「第 4 回世界女性会議」が北京で開催され、21 世紀に向けて世界が取り組むべき行動として「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。

国内では、「国際婦人年」を受けて、昭和 52 (1977) 年に「国内行動計画」の策定や、昭和 60 (1985) 年の「女子差別撤廃条約」批准に先立ち、「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備が行われました。その後、平成 11 (1999) 年 6 月に、「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)が制定され、国、地方公共団体、国民それぞれの責務が明確にされるとともに、地方公共団体は、その地

域の特性に応じた独自の施策を策定し実施することが定められ、三重県においても平成 12（2000）年 10 月に「三重県男女共同参画推進条例」が公布されました。また、平成 28（2016）年度には、基本法に基づき、男女共同参画社会*の形成を総合的かつ計画的に推進するため「第 2 次三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」が策定されました。本市においても、『「ひと」を尊重する男女共同参画社会の実現』を基本理念に、平成 29（2017）年度を初年度とした、第 3 次志摩市男女共同参画推進プランを策定しました。

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法律上も、男女平等の原則が確立されています。しかし現状は、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える社会制度や社会習慣・意識が根強く存在しています。このことが、家庭や地域、職場において女性の社会進出を阻んだり、男女差別を生んだりする大きな要因となっていることから、固定的な役割分担意識を払拭し、男女平等意識を広めることが必要です。

一方、性犯罪や売買春、DV*、セクシュアル・ハラスメント*などの問題は、人権を著しく侵害する重大な問題であるにも関わらず、本市においても相談件数は増加傾向にあります。

男女共同参画社会は、男女が共に個人として尊重される社会であり、その根底にある理念は人権の尊重です。男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の早期実現が求められています。

*男女共同参画社会

男女が社会において対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

*DV

ドメスティック・バイオレンスの略語で、一般的には、家庭内で発生するすべての暴力をいいますが、女性の人権においては、夫やパートナーから女性に向けられる暴力のことをいいます。

*セクシュアル・ハラスメント

相手側の意に反して、性的な嫌がらせ行為を行うことをいいます。

(2) 取り組みへの提言

- ◇社会に根強く残っている男女の固定的な役割分担意識を是正し、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場で、人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するための広報・啓発活動を積極的に展開し、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識の改革を進めます。
- ◇市民が女性の人権に対する認識を深め男女平等の視点を養うことができるように、各種研修の実施や情報提供の充実を図ります。
- ◇女性に対する暴力は、重大な人権侵害であるとの認識に立ち、性犯罪や売買春、DV、セクシュアル・ハラスメントなどの身体的・精神的・性的なあらゆる暴力から女性を守るために、関係機関・団体と緊密な連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。
- ◇人権侵害を受けた女性のプライバシー保護、精神的な苦痛に十分配慮し、救済、保護への取り組みの充実を図ります。
- ◇女性がさまざまな分野において、政策・方針決定の場に参画し、女性の意見や考え方を反映させていくため、市政においても女性の各種団体や各種審議会等委員などへの積極的な任用を推進します。
- ◇妊娠や出産といった女性の特性について、日常生活や職場などにおいても人権が守られ、女性の生涯を通じた健康への取り組みを支援します。

4. 高齢者の人権問題

(1) 現状

国際的な高齢化傾向が見られるなか、国連では、平成3（1991）年に「高齢者のための国連原則」を定め、平成11（1999）年の「国際高齢者年」を通じて、高齢者への理解や国連原則の普及を目指して取り組んできました。

わが国の65歳以上の人口は3346万5千人で、総人口（1億2709万5千人）の26%を占めており、過去最高となっています。今後も、この傾向はさらに強まり、団塊の世代が75歳となる平成37（2025）年には65歳以上人口が30%を超えると推計されており、国際的にみても類を見ないスピードで高齢化が進行すると予測されます。

本市における65歳以上人口は1万8648人で、総人口（5万341人）の37%を占めており、高齢者に対する対策が課題となっています。（平成27（2015）年国勢調査）

こうした人口動態は、国民生活全般に大きな影響を与えるものであり、国においては、平成7（1995）年の「高齢社会対策基本法」に基づく高齢社会対策要綱を基本とした、さまざまな取り組みにより、高齢者の支援と自立に向けた基盤の整備に努めるとともに、平成12（2000）年からの介護保険制度の導入とそれに伴う福祉制度の改革等、抜本的な高齢者対策の変革に取り組んでいます。

また、人口動態とともに、さらに問題になってくるのは、認知症の人の対応とその家族への支援です。今後、支援が必要な高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者の財産管理や財産相続をめぐるトラブルや、いわゆる高齢者虐待などの人権侵害問題が数多く報告されています。また、悪徳商法や詐欺事件等では、高齢者が被害を被る事例も数多く報告されています。

高齢者は豊富な知識や経験を持ち、その多くは健康で自立した生活を送っていますが、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる急激な高齢化に加え、核家族化の進行、扶養義務意識の希薄化等の社会情勢の変化により、高齢者を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、ますます強まっていく傾向にあります。高齢者に対する誤った認識が偏見や差別につながったり高齢者を介護する家族の心身両面への負担増加したりという問題も生じており、問題はますます深刻化することが予測されます。

今後さらに平成37（2025）年をピークに高齢者層に占める後期高齢者の比率が高まり、病気による寝たきりや高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者が増加することが予測されます。高齢者に対する固定観念や誤った先入観、認知症に対する誤った考えを改め、すべての市民が心身とも健やかに高齢期を迎え、社会を支える重要な一員としてそれぞれの能力や意欲に応じて、生きがいをもって主体的に社会参加できる仕組みが必要となります。また、社会的支援が必要となったときも、人間としての尊厳が守られながら、できるだけ生まれ育った地域で生活を続けられる社会基盤の整備もあわせて推進していく必要があります。

（2）取り組みへの提言

◇高齢者の多くは、住み慣れた地域や家庭での健康で自立した生活を希望しており、高齢者の人権を保障するためにも、健康づくりの推進による日常生活の質の向上を目指した保健・福祉・医療の各種サービスの総合的推進を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

◇高齢者が豊富な経験や知識・技能を発揮し、年齢にとらわれることなく、他の世代と共に、文化、スポーツ、地域活動など、さまざまな社会活動に積極的に参加できるような地域づくりに努めます。

◇介護保険制度の運営については、高齢者が利用しやすく充実したサービスが受けられるように、十分な情報提供を行い、円滑で効率的な実施と運営に努めます。

◇認知症高齢者や寝たきりの高齢者が人としての尊厳を保ちながら穏やかな生活を過ごせるよう、それぞれの高齢者や家族の状況に配慮し、保健・福祉・医療の連携による「認知症」や「寝たきり」についての予防・相談・治療・介護等の支援対策を総合的に推進します。

◇財産が関係するトラブルが高齢者の虐待につながることを避けるためにも、「成年後見制度*」の周知、啓発を図ります。

◇高齢者への虐待は、虐待を受けていても、介護してもらっていることや「世間体」から、高齢者が事実を訴えることが少なく、在宅介護サービス利用時や医療機関の受診時に発見されるケースが多くなってきています。福祉サービス職員や医療職員に対して、これらに対処できるような人権感覚の育成を行います。

*地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のことをいいます。

*成年後見制度

平成12（2000）年4月から実施されている制度です。

認知症の人、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人びとは、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な人びとを保護し支援する制度のことをいいます。

5. 障がいのある人の人権問題

（1）現状

国連総会において、平成18（2006）年12月に障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」が採択されました。その後、わが国は平成26（2014）年1月にこの条約に締結しましたが、この間に国内法の整備を進めてきました。

平成 16 (2004) 年の「障害者基本法」の改正において、障がい者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに平成 23 (2011) 年の同法の改正では、条約の趣旨を踏まえ、障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮*の不提供が差別として規定されました。また、平成 24 (2012) 年 10 月には、障がい者虐待等を禁止し、障がい者の権利利益の擁護を目的とし「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 (2013) 年 6 月に障がい者差別の解消を推進する「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 (2016) 年 4 月から施行されました。

本市においては、「志摩市障がい者計画及び第 4 期志摩市障がい福祉計画」を平成 27 (2015) 年 3 月に策定し、『支え合う顔がみえるまち 志摩市』を基本理念に掲げ、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会「共生社会*」の実現をめざします。地域のなかでの一人ひとりの自立のために、住民同士のふれあい、学び合いをとおして、地域での見守り等のつながりをつくっていくことが必要となってきます。実際に、互いに知り合いつながることで偏見も減り、安心して生活ができるようになります。また、地域で支え合うことで地域社会の一員として、自立した生活を送ることができます。障がい者計画においては、「理解・啓発の推進」を重点施策とし、より良いつながりを築くため、障がいや障がいのある人に対する正しい認識を持ち、互いの理解を深めるための取り組みを進めていきます。

*合理的配慮

障がいのある人の人権が障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

*共生社会

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

(2) 取り組みへの提言

◇共生社会の実現に向けた取り組みとして、障がいや障がいのある人に対する正しい知識を普及し、理解の浸透に努めます。また、障害者基本法に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発を推進していきます。

- ◇各種イベント等を通して、障がいのある人とない人が、お互いの理解を深め合えるようなふれあいの場を設け、交流機会の充実を図るとともに、コミュニケーション支援事業や手話奉仕員の養成・登録に努めます。
- ◇障がい者の多様なニーズに対応できるよう障がい福祉サービスの充実、提供事業所の整備を図り、「志摩市障がい者福祉計画」の推進に努めます。
- ◇地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じた一貫した支援を受けられる相談支援体制の構築をめざします。また、相談支援員のスキルアップを図り、総合的、専門的な相談支援に取り組みます。
- ◇障がいのある人が、生きがいを持って自立した生活を送れるよう、総合的な就労支援体制の確立に努めます。事業主等に対して障がいのある人の就業についての理解の促進を図るとともに、文化・芸術活動への支援や障がい者スポーツへの取り組みを推進し、社会参加を促進します。
- ◇障がいのある人などの権利や財産を擁護していく観点から、「成年後見制度」、「権利擁護事業」などの事業を推進します。

6. 外国籍の人の人権問題

(1) 現状

わが国においては、古来、朝鮮半島や中国大陸の人・物・文化の交流が盛んに行われてきました。しかし、外国籍住民として多数を占める在日韓国・朝鮮人や在日中国人に対する差別意識が依然として存在することは否めません。

また、近年の国際化の進展により、国内の外国籍住民は平成 27 (2015) 年で 175 万 2 千人、5 年前の平成 22 (2010) 年と比べると 10 万 4 千人 (6.3%) の増加となっており、わが国の総人口 1 億 2709 万 5 千人の 1.4% を占めています。(平成 27 (2015) 年国勢調査)

本市における外国人登録者数は、平成 28 (2016) 年 9 月 30 日現在、307 人で、登録人口* (5 万 2350 人) に占める割合は 0.59% で、国籍別の登録者は、中国籍の人 (75 人) が最も多く、次いでタイ籍 (63 人)、インドネシア籍 (37 人)、韓国・朝鮮籍 (32 人)、スペイン籍 (22 人) と続いており、国数は 23 カ国に及んでいます。

しかし、国際化の進展が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因した外国籍の住民に対する偏見や差別などの人権問題が新たな

課題となっています。

多文化共生の考えに立ち、国際人権規約及び人種差別撤廃条約にもうたわれているように、人種、皮膚の色等により外国籍であるがゆえの偏見や差別の解消に向けて、異なる国籍、文化背景をもった人びとが、さまざまな文化の違いや多様性を認め合いながら、社会の同じ一員として尊敬し合い、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

*登録人口

住民基本台帳法及び外国人登録法に基づいて登録されている人口をいいます。

(2) 取り組みへの提言

- ◇異なった考えや習慣を持つ他国の人びとを特別視せずに、外国籍の市民がともに働き、生活していける環境づくりを促進するとともに、共生社会の理念のもとで、多様な価値観との出会いや相互のふれあいのなかから、新しい文化や活力を生み出すことができる環境の整備を図るため、外国籍の市民との交流を促進します。
- ◇市職員の採用にあたっての国籍要件については、公権力の行使または国家意思形成への参画に携わる公務員（管理職員）など一部の職種を除き国籍要件を廃止しています。引き続き国籍要件について緩和する方向で検討します。
- ◇外国籍の市民の市政への参画を促進し、外国籍の市民の人材発掘と育成を行い、市の各種団体や各種審議会委員などへの積極的な任用を推進します。
- ◇民間事業主に対して、外国籍労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件及び安全衛生管理の確保を図ることを目的として、国が定めた「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の周知徹底を図り、各事業所における外国籍労働者就労に関するトラブルを未然に防止するとともに、外国籍労働者への周知も図ります。
- ◇保健、医療、医療保険などについて、外国籍の市民が利用しやすい環境づくりを促進します。また、感染症の予防を図るため、情報の提供と知識の普及・啓発を行います。
- ◇日常生活に必要とされる外国語による生活情報ハンドブックや情報誌を作成し、外国人登録窓口など外国籍の人が多く訪れる場所に設置するとともに、相談事業の体制づくりを進めます。

◇行政機関などの公共施設のほか、道路、交通機関などの標識について、英語や絵表示などによる案内表示の整備を進めます。

7. さまざまな人権問題

(1) 現状

現在の日本の社会には、これまで述べてきた人権問題の課題の他にも、地域の特色や社会情勢を背景にしたさまざまな人権問題があり、個人や社会への人権意識の浸透と高揚に伴い、その差別性はより明確になると予想されます。

性的指向や性自認に関わるLGBT*などの性的マイノリティ*に関する問題は、社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けたりするなど、さまざまな問題が生じています。

本市における、男女共同参画に関する市民意識調査（平成28〈2016〉年実施）においても、LGBTなどの性的マイノリティを受け入れられると思う人は4割程度にとどまっています。

このことから、性的マイノリティに関する偏見や差別意識をなくすため、学校をはじめあらゆる場において、多様な性についての理解を深める学習活動の展開や、意識啓発が必要です。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病の可能性はきわめて低く、仮に発病しても現在ではその完治に至る治療法が確立されており、遺伝病でないことも証明されています。

このことから、ハンセン病患者の隔離は明らかに不必要であるにもかかわらず、わが国では、発病者の外見的特徴から特殊な病気とみなされ隔離政策がとられてきましたが、平成8（1996）年の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行による隔離政策の終結や、平成13（2001）年にハンセン病患者に対する国家賠償請求訴訟で熊本地方裁判所が国の責任を認めたことなどを契機に、ハンセン病患者と元患者等に対する人権が省みられるようになりました。

また、HIV感染症は、そのウイルスに感染することから引き起こされる進行性の免疫機能障害を特徴とするエイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）と呼ばれる感染症です。エイズ患者（発症者）やHIV感染者（HIVウイルスの保菌者、非発症者）に対する正しい知識や理解の不足から、多くの偏見や差別が生まれ、社会のさま

ざまな場で人権問題となって現れてきています。

さらに、平成 15（2003）年の新型肺炎（SARS）の世界的な流行に見られるように、社会の国際化や開発の進展により世界的に感染症は増加の傾向にあります。医学的にみて不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまな人権問題が生じています。そのため、感染症に関する治療予防に対する医学的な部分での啓発を行うと同時に、偏見や差別意識の解消に向けた教育と啓発を進めていく必要があります。

情報化社会の進展は、市民生活に利便さと豊かさをもたらした一方で、身元調査等の人権侵害や個人の権利、利益の侵害等のおそれを増大させています。

携帯電話やスマートフォンの急速な普及により、本人の知らないところで個人情報が収集・蓄積され、それがインターネット上の掲示板やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）*を通じて公開されるという事象が多数発生しています。個人情報がいったん流失すると瞬く間に広範囲に広がり、個人情報相互の連結も容易になっていることから、個人情報保護の重要性が高まっています。

本市では、「志摩市情報公開条例」及び「志摩市個人情報保護条例」を制定し、個人の権利利益を保護することを規定しています。

現在、個別システムの導入などに伴い各所属における個人情報の管理責任も増大する傾向にあり、引き続き、職員の個人情報保護に対する意識を高めるよう啓発に努めるとともに、日常業務における個人情報の管理や取扱いをさらに厳格、適正かつスムーズに行えるよう、現状の業務執行方法等について、個人情報保護の視点から常にチェックし、必要に応じて改善していかねばなりません。

また、インターネット上の書き込みに対する対策として、基本的人権のひとつである「表現の自由」は十分考慮しなければなりません。一般的に許容される限度を超えて個人のプライバシーに踏み込む、誹謗中傷を行う等の人権侵害に対して、発信者が判明した場合は、発信者に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合は、プロバイダー（インターネットへの接続サービスを有料で提供する業者）にその情報の掲載停止や削除の申し入れをしています。さらに、業界の自主規制を促すことなどで個別的な対応を図っていく必要があります。

その他、犯罪被害者やその家族等の心の傷の問題、刑の執行を終えて出所した人に対する偏見・差別の問題、アイヌの人に関する問題、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故災害に関する問題、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題、長

引く経済不況の影響を受けているホームレスの人びとの問題、自分に責任のない理由で社会的、経済的に苦しむ人びとに対するさまざまな問題等、新たな人権課題も発生し、それらはどれ一つとして見過ごすことができません。

* L G B T

代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉。L→レズビアン（女性同性愛者）、G→ゲイ（男性同性愛者）、B→バイセクシュアル（両性愛者）、T→トランスジェンダー（身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）。

* 性的マイノリティ

「出生児に判定された性別（身体の性）と性自認（自分が認識している自分自身の性別）が一致し、かつ、性的指向が異性というパターンに当てはまらない人たち。

* S N S

インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。会員は、自分のプロフィールや日記を公開したり、趣味・居住地・職業・出身校などを同じくするコミュニティに参加したりして、電子掲示板やメッセージ送受信によるコミュニケーションを図ることができる。

（２）取り組みへの提言

- ◇ L G B T など性的マイノリティの理解を深めるため、市職員をはじめ、学校・地域・企業などさまざまな場での教育・啓発を推進するとともに、公共施設の多目的トイレ等、誰もが利用しやすい施設の環境整備に努めます。
- ◇ 元ハンセン病患者や H I V 感染者に対して検査・相談体制を充実するとともに、正しい知識の普及・啓発活動を展開します。あわせて、医療従事者が正しい知識を持ち、家族や患者の立場で医療を行うよう啓発活動を進めます。
- ◇ 市職員の個人情報に対する重要性の認識を一層高めるよう、プライバシー保護についての研修を推進します。
- ◇ 市は、インターネットの利用者として、人権に対し配慮することはもちろん、地域や学校で I T * 講習や I T 教育を推進するにあたり、操作技術の研修だけではなく、受講者や児童・生徒に対し、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響や情報の収集・発信における個人の責任、情報モラル等についての研修を行います。

◇今の日本社会には「犯罪被害者及びその家族」、「刑の執行を終えて出所した人」、「ホームレスの人」などさまざまな人権問題があります。これらはいずれも一地方自治体だけでは解決することが難しい課題であり、国や県の動向を注視し、申し入れや働きかけを行っていくとともに、新たな人権問題が生じないよう幅広い人権啓発活動に取り組んでいきます。

* I T

インフォメーションテクノロジーの略で、情報通信技術、情報通信産業のこと。パソコンや携帯電話などの本体の使用技術とその機器を接続(ネットワーク化)したインターネットの技術、並びにそれらの技術を用いた産業活動の総称。

第4章 基本方針の推進に向けて

1. 人権行政の推進

人権行政の目的は、部落差別をはじめとする、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重の市の実現に寄与することにあります。

いのちと人権を守り、暮らしを高めるために、市民に対して正しい知識や情報を提供し、その内容や方法を「市民主体」として工夫することが求められていることから、すべての市職員が豊かな人権感覚を身につけ行動できるよう、実効性のある人権行政の推進に努める必要があります。

このような観点から、基本方針に基づき、人権尊重を基本に据えた市政を推進するため、庁内における関係部署の連携強化及び人権啓発推進リーダーのさらなる育成を図り、市職員が一体となった取り組みに努めます。

2. 人権教育・啓発の推進

(1) 学校や就学前教育の場における人権教育・啓発

学校教育においては、人権に関する知識の学習を進める一方、主体的な行動力や豊かな創造性など生きる力を育むとともに、仲間としてつながり、一人ひとりの個性やお互いの人権を認め合うために、教科の内容にとらわれない総合的な学習を推進します。

子どもたちが人権尊重の理念を十分認識し、それが態度や行動に表れ、自分自身や他の人を尊重する感覚をもつには、「一人の人間として自らが大切にされている」と実感することが重要です。そのために、教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが大切にされ、子どもたちの人間関係を構築する能力や自己実現を図れるような学習内容を創造していく必要があります。

このような観点から、それぞれの保育所・幼稚園・学校で、子どもや地域の実態を的確に把握し、家庭や地域と連携を深め、子どもの発達段階に応じた一貫性のある人権教育・啓発の推進に努めます。

(2) 地域や家庭などあらゆる場における人権教育・啓発

人権の尊重や基本的な社会性を浸透させるには、家庭や地域の持つ役割は重要であり、日常生活の隅々まで人権感覚が浸透するよう家庭教育への支援はもちろん、人権尊重の視点で、生涯学習に関するあらゆる事業を展開していかなければなりません。

人権問題を市民全体の最重要課題として認識を深め、市民一人ひとりが地域社会の「人権文化」を創造していく担い手となるよう人権教育・啓発の推進に努めます。

(3) 企業における人権教育・啓発

基本的人権が尊重される職場の明るい環境づくり、差別のない公正な採用選考システムの確立やセクシュアル・ハラスメントの防止等の課題を明らかにして、社内啓発も含めた積極的な人権学習を進めることが必要です。経営者と労働者がともに自主的な学習を促進するため、学習相談への対応、情報の提供、指導者の派遣、学習プログラムの提供などの支援を行います。また、各企業に「志摩市人権啓発推進ネットワーク協議会」への参加を呼びかけます。

(4) 保健・医療・福祉関係者に対する人権教育・啓発

保健・福祉制度は、従来の措置制度から契約制度へと変わり、利用者本位の考えに立った制度になっています。

また、国や県が主体的に行ってきた保健福祉行政分野は、ほとんどが市町村に事務委譲されてきていることから、高齢者、障がいのある人、子ども、生活保護受給者などに関わる民生委員・児童委員、ホームヘルパー、福祉施設職員、各種相談員等福祉関係者は、利用者やその家族の意思・意向を尊重し、サービスを提供しなければなりません。

医療関係者は、患者が持つ病気やけがの不安を和らげるため、病気に関する丁寧な説明や患者に対して適切であたたかい対応など、患者の立場に立った人権感覚が求められています。

こうした人権上の配慮が特に求められる人びとに対し、人権問題についての正しい理解と認識を一層向上させるため、人権教育の充実を図るとともに、関係団体・機関に対する研修支援体制の整備・拡充に努めます。

3. 国・県・民間団体・企業との連携

人権が尊重される社会の実現のためには、それぞれが保有する人権教育・啓発の推進に不可欠な情報を共有し、より効果的な人権施策の推進を図る必要があります。そのためには国、県及び企業、NPO等の民間団体、ボランティア団体等との連携を図り、相互の保有する情報を交換・共有することで、協力体制を強化した幅広い取り組みの推進を図ります。

4. 基本施策の点検、見直し

今後、市はこの基本方針及び平成 28（2016）年度に実施した人権問題に関する市民意識調査の結果に基づいて人権施策を総合的、計画的に推進していきます。また、この基本方針及び人権施策の推進については、社会情勢の変化等に的確に応えるため、定期的、継続的に点検や見直しを行っていきます。

資料

1. 志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例

資料1

志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 146 号

人間は、生まれながらにして自由であり、平等である。このことは、人類普遍の原理である。しかるに、人権にかかわる様々な事象が後を絶たない現状にかんがみ、市及び市民は国際的な人権尊重の潮流を踏まえ「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、志摩市における部落差別をはじめとする、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重の市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、同和対策審議会答申の精神を基調として、あらゆる差別をなくすための基本方針を明らかにし、必要な施策を総合的、計画的、積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(実態調査の実施)

第 4 条 市は、目的達成のために必要な施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査を行うものとする。

(行政組織の整備)

第5条 市は、目的達成のための諸施策を効果的に推進するため、行政組織の整備、充実に努めるものとする。

(推進体制の確立)

第6条 市は、目的達成のための諸施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の整備確立に努めるものとする。

(審議会の設置)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
- 3 審議会は、人権施策に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

2. 志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会規則

資料2

志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会規則

平成16年10月1日規則第108号

改正

平成17年7月6日規則第33号

平成19年2月13日規則第8号

平成21年3月10日規則第9号

平成28年3月14日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成16年志摩市条例第146号）第7条第4項の規定に基づき、志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会（以下「審議会」という。）の組織運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 自治会より推薦された者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係機関及び関係団体の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 前2項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部人権市民協働課において処理する。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月13日規則第8号)

この規則は、平成19年4月15日から施行する。

附 則 (平成21年3月10日規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3. 志摩市人権啓発推進連絡会議設置要綱

資料3

志摩市人権啓発推進連絡会議設置要綱

平成16年10月1日訓令第33号

改正

平成19年3月29日訓令第3号

平成19年3月31日訓令第7号

平成20年8月28日訓令第19号

平成20年12月17日訓令第24号

平成25年3月8日訓令第2号

平成28年3月14日訓令第2号

(設置)

第1条 人権問題の解決をめざし啓発を推進するため、庁内に人権啓発推進連絡会議(以下「推進連絡会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進連絡会議は、関係機関と緊密な連携を図り、次に掲げる事項を行う。

- (1) 人権問題に関する施策の総合調整
- (2) 人権啓発に関する計画等の策定及び推進
- (3) 人権啓発に関する連絡調整

(組織)

第3条 推進連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、会計管理者及び各部局長をもって充てる。
- 5 会長が必要と認めたときは、前項に規定する者以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、必要に応じ推進連絡会議を招集し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の職務)

第5条 委員は、その所属職員を指揮し、人権啓発に関する施策推進に努めるものとする。

(事務局)

第6条 推進連絡会議の事務局は、市民生活部人権市民協働課に置き、事務局員は、人権市民協働課及び市教育委員会学校教育課の職員を充てる。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月28日訓令第19号)

この訓令は、平成20年9月16日から施行する。

附 則 (平成20年12月17日訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

4. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

資料4

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

志摩市人権施策基本方針

発行日 平成17年8月

改訂日 平成18年6月

平成29年3月

発行 志摩市

編集 志摩市 市民生活部 人権市民協働課

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL0599-44-0227 FAX0599-44-5260